

2024年5月29日(No. 522)

Contents

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

II. 中国法令アップデート

- ・関税法
- ・国外機関による国内科学技術型企业への投資の更なる支援に関する若干政策措置
- ・事業者独占禁止コンプライアンスガイドライン
- ・汚染物質排出許可管理弁法
- ・国防教育法(改正草案)
- ・会計法(改正草案)

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。今後の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。なお、本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただいております。

第 32 回(中国メインランド)

日時:2024 年 6 月 20 日(木)

「中国会社法改正にかかる実務的影響と対応～改正会社法施行前に押さえておくべきポイント」

講師:日本弁護士 尾関 麻帆

上海オフィス顧問 銭 一帆

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第 28 回(台湾)

日時:2023 年 12 月 21 日(木)

「台湾向け越境 EC(電子商取引)に関する台湾法令の解説」

講師:台湾弁護士 吳 曉青

第 29 回(中国メインランド)

日時:2024 年 2 月 22 日(木)

「中国独占禁止法～2022 年改正後の運用動向～」

講師:パートナー弁護士 矢上 浄子

第 30 回(中国メインランド)

日時:2024 年 4 月 18 日(木)

「似て非なる中国法 ～中国法務総点検～」

講師:パートナー弁護士 森脇 章

◆グレーターチャイナ法務解説動画シリーズ

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾の法務に関する重要トピックについて解説を行う動画シリーズの配信を YouTube にて開始しました。

最新の解説動画は次の通りです。

[「中国の独占禁止法」](#)

3 月 19 日配信

講師:パートナー弁護士 矢上 浄子

[「台湾向け越境 EC の法務チェックポイント」](#)

1月 23 日配信

講師:台湾弁護士 吳 曉青

[「中国セクハラ規制の最新動向と対応【グレーターチャイナ法務解説】」](#)

12 月 12 日配信

講師:中国弁護士 胡 絢静

本シリーズは随時の追加配信を予定しておりますので、ぜひ[チャンネル登録](#)をお願いいたします。

※ これまでに配信した法務解説動画は[こちら](#)からご覧いただけます。

II. 中国法令アップデート(2024年4月1日～4月30日の法令を対象)

最新中国法令の解説

今号4月は、独禁法に関する「事業者独占禁止コンプライアンスガイドライン」の改正が正式に公布された点が注目である。本ガイドラインは、事業者に対する独占禁止コンプライアンス管理制度の構築指針(法的強制力はない)であるが、今回の改正において、特に「コンプライアンス・インセンティブ」(合规激励)の制度が導入されている点が注目される。また、具体的なサンプル事例等も含まれているので、事業者としてはコンプライアンス対応のレベル感を把握するのに有益な内容となっている。

その他の注目は、「関税法」が公布され、2024年1月1日から施行される。中国では、関税の管理について、これまでは「輸出入関税条例」等の行政法規により管理されていたが、今回初めて法律として立法された。関税法は、基本的にこれまでの関税制度を踏襲したものであるが、海外各国での中国製品への輸入関税引上げ等がある中で、これらに対する報復関税措置が条文としても盛り込まれている。

執筆担当: 日本弁護士 若林 耕

公布済み法令

<貿易・税関>

関税法

[ポイント] 本法は、関税の専門法として、7章72条からなり、関税の適用範囲、税目及び税率、納税額、税収優遇政策、徴収管理制度等の内容を規定している。中国では、関税の管理について、現在は国务院条例のレベルで制定された「輸出入関税条例」等の法令により管理されているが、今回初めて法律として立法された。本法は基本的にこれまでの関税制度を踏襲するが、重要な変更点は以下のとおりである。

1. 関税徴収制度の健全化

本法では、関税徴収に関し、利便性、効率性等を向上するため通関申告、税金の還付等に関し若干制度上の変更が行われた。例えば、貨物通関と納税額の確定とを分けた制度が規定されている。より具体的には、納税者が納税を申告した場合、その納税額は税関が規定期限内に確認するが、納税額の確定を待たず貨物を通関できるようになった。

また、納税者が関税の過払い分の還付を求める期限が、現行の1年から3年に延長された。

2. 報復関税措置の追加

中国と締結し又は共同で参加する国際条約、協定の最恵国待遇条項又は関税優遇条項を履行しない国家及び地域に対し、対等の原則に基づき関連措置を取ることができると規定されている。現行のアンチダンピング、反補助金等の関税措置や報復関税措置のほか、当該条文が新たに報復関税措置として増加された。

[原文] 関税法 (中华人民共和国主席令第23号)

[公布/公表機関] 全国人民代表大会常務委員会 (全国人民代表大会常務委員会)

2024年4月26日公布、2024年12月1日施行

執筆担当: 北京オフィス顧問 李彬

<外商投資>

国外機関による国内科学技術型企業への投資の更なる支援に関する若干政策措置

[ポイント] 商務部をはじめとする10つの部局は、2024年3月22日に「国外機関による国内科学技術型企業への投資の更なる支援に関する若干政策措置」を発表した。本政策は、国外からの投資を通じて中国の

科学技術イノベーションと経済発展を促進することを目指すものである。まだ政策を打ち出す段階であるため、どのように具体化されていくかについては、引き続き注意が必要である。

1. 投資管理と運用の最適化

- 申請手続きの簡素化:適格国外機関投資家(QFII)/人民元適格国外機関投資家(RQFII)の資格申請手続きの効率化が強調されている。
- 外貨管理の改善:国外機関による株式投資及び科学技術型企業の外国での経営に際する資金の運用をサポートする。

2. 融資支援の強化

- 借入及び債券発行の支援:初期段階の科学技術型企業向けに国外機関が人民元債券を発行し、その資金を科学技術分野への投資に活用することを奨励する。

3. 協力と対話の促進

- 投資協力メカニズムの整備:各種投資協力プラットフォームを通じて、国外機関と中国内の企業や政府基金との間での連携を強化し、効果的な投資のための新たなメカニズムを設置する。
- 人材交流の促進:国外機関の従業員に対して、中国ビザの取得を容易にする。
- 現地化の推進:国外機関による現地オフィス設立やチーム構築を通じて、中国市場での運営の強化を促進する。

4. 円滑な出口戦略の構築

- 上場支援:国外上場、特に香港市場を利用した科学技術型企業の上場支援を強化する。
- M&A 支援:上場企業による科学技術型企業の M&A を支援する。

[原文] 关于进一步支持境外机构投资境内科技型企业的若干政策措施 (商财发〔2024〕59号)

[公布/公表機関] 商務部外9省庁(商務部、外交部、国家发展改革委、科技部、工业和信息化部、中国人民银行、税务总局、金融监管总局、中国证监会、国家外汇局)

2024年3月22日公布、同日施行

執筆担当:日本弁護士 張超鵬

<経済諸法>

事業者独占禁止コンプライアンスガイドライン

[ポイント] 事業者独占禁止コンプライアンスガイドラインは2020年9月に制定されたが(以下「旧ガイドライン」という)、2022年6月の中国独占禁止法(以下「独禁法」という)の改正や、中国における市場環境の変化に対応するため、そして、事業者の事業経営上の独禁法に関するコンプライアンスをより高める必要があるとの中国政府の認識に応じ、2024年3月21日から改正に向けた意見募集が行われていたが、2024年4月26日に改正版が正式に公布された。

本ガイドラインは、中国国内で経済活動に従事している事業者のみならず、中国国外で経済活動に従事しているが中国国内の市場競争に影響を与える事業者にも適用される(2条)。

本ガイドラインは、旧ガイドラインと同様、あくまでガイドラインに過ぎず、法的な強制力はないものとされている(39条)。

しかし、旧ガイドラインが事業者はどのように独占禁止コンプライアンス管理制度を構築すればよいかという点に重点を置いた指針にすぎなかった一方で、本ガイドラインでは、第5章として「コンプライアンス・インセンティブ」(合规激励)の制度が導入されている点で、格段に実務上の重要性が増している。

本ガイドラインによれば、コンプライアンス・インセンティブとして、法執行機関は、事業者による独禁法違反行為全般について、調査や処分を行う際に、事業者が適切な独占禁止コンプライアンス管理制度を構築し実施しているかを考慮することができるものとされている(32条)。より具体的には、①調査前(33条)、②確約制度(調査対象たる事業者が具体的な問題解消措置行為を行うことへの確約を行い、法執行機関がこれを受け入れた場合は調査の中止または終了決定をするという制度)の適用中(34条)、③リエンシー制度の適用

中(35条)、及び、④罰金の幅に裁量がある場合(すなわち行政処罰の決定前)(36条)の各段階において、事業者が適切な独占禁止コンプライアンス管理制度を構築し、実施しているかを考慮したうえで、行政処罰の減免や調査の終了等を行うことができるとされている。

そして、事業者は、本ガイドラインに基づき、独禁法執行機関に対して、コンプライアンス・インセンティブの申請を行うことができるとされており(37条1項)、かかる申請があった場合、独禁法執行機関は、完全性、真実性、有効性等の観点から、事業者の独占禁止コンプライアンス制度の構築と実施の状況について、実質審査を行わなければならないものとされている(37条2項)。

上記のコンプライアンス・インセンティブの仕組みからすると、事業者は、独禁法違反に関する当局の法執行に関するあらゆる段階において、本ガイドラインを遵守し、その遵守状況を当局側に積極的にアピールすることで独禁法違反に関するリスクを低減することが可能ということになる。そのため、本ガイドラインが、中国市場で企業における独占禁止コンプライアンス実務に与える影響は非常に大きなものとなることが予想される。

なお、本ガイドラインには、事業者がコンプライアンス管理制度を構築し実施するうえでの参考として、22件の参考事例が追記されている。これらの参考事例はいわば政府側が考えるベストプラクティス集でもあり、実務上の参照価値は高い。

[原文] 经营者反垄断合规指南 (双反委发〔2024〕4号)

[公布/公表機関] 国务院独占禁止不正当竞争防止委员会 (国务院反垄断反不正当竞争委员会)

2024年4月26日公布、同日施行

執筆担当: 日本弁護士 唐沢晃平

<社会法>

汚染物質排出許可管理弁法

[ポイント] 生態環境部は、2024年4月1日に「汚染物質排出許可管理弁法」を公布した。本管理弁法は、汚染物質排出許可証の申請と審査手続をさらに規範化し、汚染物質排出部門の主体责任を強化し、主に以下のことを明確にした。

1. 汚染物質排出登記単位を管理範囲に追加すること

本管理弁法第2条の規定により、本管理弁法の適用範囲を明らかにした。汚染物質排出許可証の申請、審査、実施及び汚染物質排出許可に関する監督管理などの行為には、本弁法を適用する。

本管理弁法は、汚染物質排出登記単位を管理範囲に追加した。本管理弁法は、汚染物質排出登記の記載内容と手続を明確にするとともに、汚染物質排出登記単位が記載情報の真実性、正確性、完全性に責任を負うことを要求している。

2. 許可証に基づく監督管理と検査を強化すること

本管理弁法では、生態環境主管部門は、定期的に汚染物質排出許可証の実施報告における実施状況の検査を展開し、汚染物質排出単位による実施報告書の提出の適時性、報告内容の完全性、汚染物質排出行為の適法性、汚染物質排出量データの正確性などの内容に対して検査を行わなければならないと規定している。

3. 申請と審査手続を整備すること

本管理弁法は、汚染物質排出許可証の申請と審査手続をさらに規範化し、汚染物質排出許可証の初回申請、再申請、変更などに関する事項を明確にし、企業が提供しなければならない資料、審査部門の審査要求等の内容を規範化し、許可証の更新、内容調整、取消、抹消、紛失、再交付などに関する規定を明確にしている。

[原文] 排污许可管理办法 (生态环境部令第32号)

[公布/公表機関] 生態環境部 (生态环境部)

2024年4月1日公布、2024年7月1日施行

執筆担当: 北京オフィス顧問 李加弟

草案・意見募集稿等

国防教育法(改正草案)

[ポイント] 国防教育法の改正案が4月の全人代常務委員会において審議に入った。国防教育法は2001年から施行され、2018年に一度改正されている。今回の改正は、国民に国防への意識を高めさせる教育を拡充することを目的としており、注目点として、大学における国防教育課程の設置や、教育年次に応じた国防意識・技能等の取得、大学生・高校生に基本軍事訓練を受ける義務を負わせることが盛り込まれている。

中国では、社会全体で愛国的な教育を展開するよう求める「愛国主義教育法」が本年1月に施行されたばかりである。大きな背景として、学校教育における国家主義教育が一気に強化されており、今回の国防教育法もそのような流れの中での改正とみられる。今後早い段階で本改正が正式に公布されると見込まれる。

[原文] 国防教育法（修订草案）

[公布／公表機関] 全人代常務委員会（全国人大常委会）

2024年4月23日に全人代常務委員会での審議に提出

執筆担当：日本弁護士 若林 耕

会計法(改正草案)

[ポイント] 2024年4月26日、会計法の修正草案(以下「本修正草案」という。)が公表された。現行の会計法(計52条)は、会計行為を規範化し、会計情報の質を向上させるため、1985年に施行された。会計法は、その後、複数の改正がされているが、会社と会計事務所が共同で会計情報を偽造する事例が絶えない状況が指摘され、会計に関する監督や法的責任の強化が求められていた。

本修正草案では、主に会計に関する監督強化の観点から、計17条の条文が改正されており、具体的な修正内容は、以下のとおりである。

1. 内部統制管理制度の構築義務

単位内部の会計監督を強化するため、各単位は、内部統制管理制度を構築しなければならないことが明記された(本修正草案25条)。

2. 違法行為に対する厳罰化

単位に違法行為があった場合(法に基づき会計帳簿を設置しなかった場合や規定に基づいて会計資料を保管せず、会計資料を棄損・滅失させた場合等)や、単位が会計機構等に会計帳簿の偽造等を指示した場合の罰金額が引き上げられた。例えば、単位に違法行為があった場合には、単位に対し50万元以下(現行法では3000元以上5万元以下)の罰金が科されるほか、直接責任を負う主管人員等に対しても5万元以下(現行法では2000元以上2万元以下)の罰金が科される(本修正草案41条)。

3. 会計代理記帳業務の仲介機構の法律責任の明記

現行法には、会計代理記帳業務の仲介機構の法律責任は特に規定されていないが、会計代理企業業務に従事する仲介機構及びその業務人員に違法行為があった場合には、法により法律責任を追及するが明記された(本修正草案45条)。

[原文] 会计法（修正草案）

[公布／公表機関] 全国人民代表大会常務委員会（全国人民代表大会常务委员会）

(意見募集期間:2024年4月26日～2023年5月25日)

執筆担当：日本弁護士 芳賀洋一

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 射手矢 好雄(yoshio.iteya@amt-law.com)
 - 弁護士 森脇 章 (akira.moriwaki@amt-law.com)
 - 弁護士 中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
 - 弁護士 若林 耕 (ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - 中国弁護士 屠 錦寧(tu.jinning@amt-law.com)
 - 弁護士 尾関 麻帆(maho.ozeki@amt-law.com)
 - 弁護士 横井 傑(suguru.yokoi@amt-law.com)
 - 弁護士 唐沢 晃平(kohei.karasawa@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com